

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の概要

1 改正の趣旨

地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）等について必要な改正を行う。

2 改正の概要

改正法により、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとしている。

これに伴い、高額所得による旧退職年金等の支給停止に関して必要な事項を定めるほか、地方議会議員共済会に関する規定を削除する等所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 23 年 6 月 1 日

ただし、高額所得による旧退職年金等の支給停止に関する規定は、平成 23 年 9 月 1 日

※改正法の施行期日と同じ。